

ダイジェスト版

グローバル経済を支える 会計・監査

弘前大学

2017年5月15日

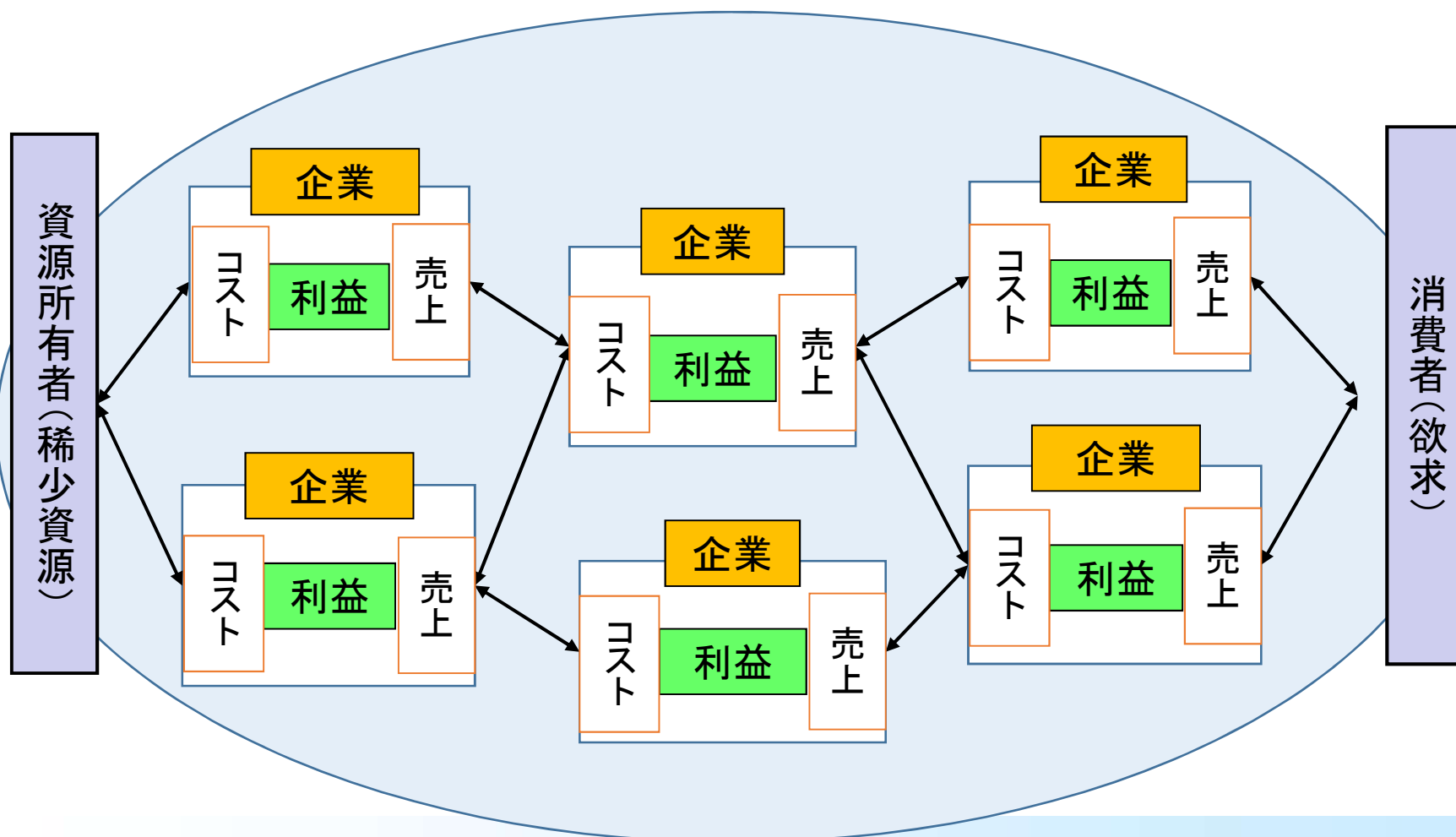
公認会計士・監査審査会
会長 廣本 敏郎

本日の内容

- はじめに
- 市場経済における会計の意義
- 市場経済における監査の意義
- 市場経済に内在する課題と現実
- 公認会計士監査の品質向上に向けて
- 公認会計士に対する期待

会計なくして経済なし

～企業の行動原理「売上最大、コスト最小」～



現代経営の中枢を成す会計

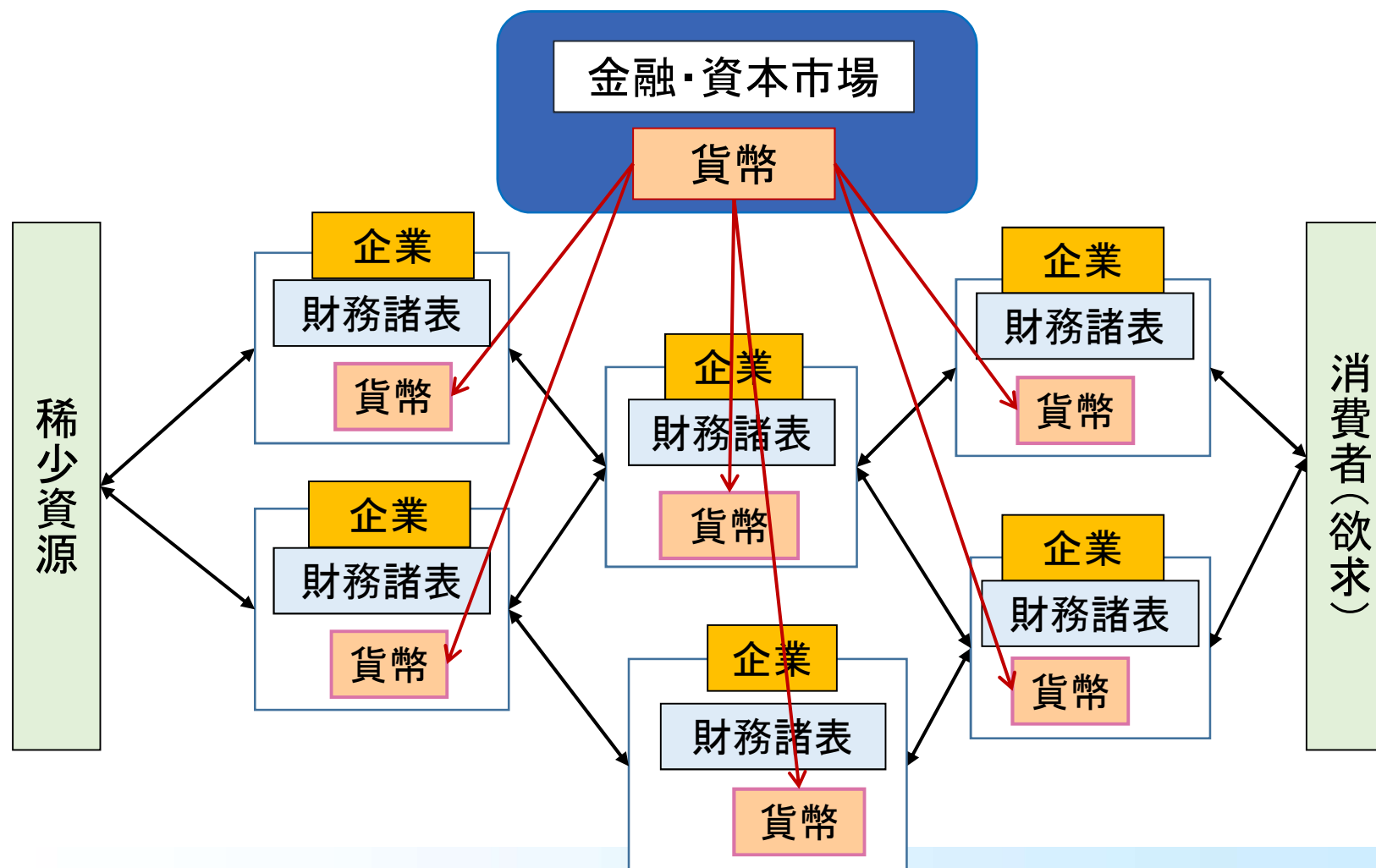
～稲盛和夫『実学—経営と会計』より～

- ・ 日本経済は成熟化し、成長神話は崩れ去り、複雑なグローバル経済の中に組み込まれている。このような時代においては、経営者は、自社の経営の実態を正確に把握した上で、的確な経営判断を下さなくてはならない。そのためには、会計原則、会計処理にも精通していることが前提となる。
 - － ところが日本では、それほど重要な会計というものが、経営者から軽視されている。会計と言えば、事業をしていく過程で発生した金やモノにまつわる伝票処理を行い集計をする、後追いの仕事でしかないと考えている。 (続く)

現代経営の中枢を成す会計（続）

- ・ 経営者にとって必要なのは、結果として「いくら利益が出たか」であり、会計の処理方法は専門家が分かっているだけでよいと思い、更に、会計の数字は自分の都合の良いように操作できる、と考えている経営者さえいる。
 - － 私は京セラを創業、ゼロから経営を学んでいく過程で、会計は「現代経営の中枢」を成すものであると考えるようになった。企業を長期的に発展させるためには、企業活動の実態が正確に把握されなければならないことに気づいたのである。（稲盛和夫『実学』日本経済新聞社、1998年、2-3頁）

金融・資本市場における財務情報の重要性



経営の公的責務

- ・ 自由を基調とする市場経済は、人間の利己心、欲望を原動力とするため、イノベーションかつサステイナブルであるが、非常にコントロールの難しい制度である。
 - － そのため、古くから、経済人あるいは実業家には、道徳心、モラルが強く求められてきた。

（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤より）

アダム・スミスが描いた市場経済

- 経済の世界は、「自分自身の境遇を改善せんとする欲望」によって導かれている世界である…利己心というものが経済という世界の原動力である…
- （しかし）スミスによると、この利己心というものは、めいめいが何でも勝手放題なことをしてよろしいというのではなく、そこに一つの社会性がなければならないということになっている。社会的な枠のない、無軌道な、勝手気ままな欲望の追求というものは、人間の行為でもなければモラルでもない。

（高島善哉『アダム・スミス』岩波新書、1968年、76頁）

わが国資本主義経済の原点

～渋沢栄一の理念～

- 「日本の資本主義の父」と称される渋沢栄一は、利潤追求をめざす経済行為の中にも道徳が必要なことを悟っていた。
 - 私が常に希望しているのは、「物事を進展させたい」「モノの豊かさを実現したい」という欲望を、まず人は心に抱き続ける一方で、その欲望を実践に移していくために、道理を持って欲しいということである。その道理とは、社会の基本的な道徳をバランスよく推し進めていくことに外ならない。（続く）

渋沢栄一の理念（続）

- 道理と欲望とがぴったりにくっついていないと、前にも述べた、中国が衰えたような成り行きになりかねない。また、欲望がいかに洗練されようと、道理に背いてしまえば、

「人から欲しいものを奪い取らないと満足できなくなる」

という不幸をいつまでも招いてしまうものなのだ。

（渋沢栄一（守屋淳訳）『現代語訳 論語と算盤』
ちくま新書、2010年、89-90頁）

経営・会計の公的責務（続）

- しかしながら、現実には適格性を欠く経営者の種は尽きず、不正会計も繰り返されてきた。
 - ・ この問題は、グローバル競争が激化して、人徳が軽視され、能力ばかりが重視される傾向が目立つ現代の経済社会で、ますます重大かつ深刻な問題となっている。

（「月刊 監査役」2016年9月号、羅針盤より）

市場の信頼性回復と企業経営者の責任 ～日本経済新聞、2016年1月29日、社説～

- ・ 資本市場では日々、会社が公表した財務情報をよりどころに、さまざまな投資家が株式や債券を売買する。決算書の虚偽記載は市場の根幹を揺るがし、日本の市場全体への信頼を傷つけかねない。
 - － 決算書の虚偽記載が巨額の賠償請求訴訟に発展している（東芝が旧役員を相手取り32億円の損害賠償を求めた訴訟。証券取引等監視委員会から東芝に73億円の課徴金）のを機に、特に上場会社の経営トップらは、正しい決算書を開示する責任がまず経営者にあることを改めて自覚し社内 のリスク管理体制を再点検すべきだ。

公認会計士監査を巡る最近の動向

- ・ 監査における不正リスク対応基準（2013年3月）
- ・ コーポレートガバナンス・コード（2015年6月）
- ・ 会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針（2015年11月）
- ・ 金融庁・会計監査の在り方に関する懇談会提言「会計監査の信頼性確保のために」（2016年3月）
- ・ 監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）（2017年3月）
- ・ IFIAR常設事務局の東京設置（2017年4月）

IFIAR常設事務局の設置

- IFIARは、当初、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有、監査監督活動における協調関係の促進、他の国際機関との連携拠点の提供といったことを活動内容としていた。
- 現在では、監査品質の維持・向上のため、より実質的な活動にシフトし、公益に資すると共に、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動について協調や一貫性を促すための活動を行っている。
 - ・ そうした活動の進展を背景に、2016年4月のロンドン会合においてIFIAR常設事務局の東京設置が合意された。事務局は、2017年4月に大手町に開設された。

わが国監査業界への期待

- IFIARではグローバルで質の高い監査の実現を目指して、さまざまな角度で議論を行っている。
 - 例えば、当局検査における監査上の不備に対するアプローチとして、監査基準への準拠性の観点だけでなく、不備が発生するに至った「根本原因」の究明を重視する傾向にある。
 - また、根本原因を重視する観点から、監査法人のガバナンス、ビジネスモデル、経済情勢やIT技術等を含めて、監査を取り巻く環境変化についても注目し、監査法人のグローバル・ネットワークからヒアリングを行っている。…（続く）

わが国監査業界への期待（続）

- － このような状況の中、日本にとってもIFIAR事務局の招致が最終ゴールではない。
 - ・ IFIAR事務局が東京に開設されたならば、IFIAR関連会合が定期的に東京で開催される見通しであり、要人との意見交換の機会も一層増える。
- － これを契機として、日本国内の会計・監査に関連する組織および専門家が、監査に関する国際的な課題や議論の状況を認識しつつ、わが国の会計監査の質の更なる向上を目指して、議論を深めていくことが期待される。

（「監査監督機関国際フォーラム2017年に東京で常設事務局を始動」 24-25頁）

日本公認会計士協会HPより

- 1949年に東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所
所に証券取引所が開設、1951年、証券取引法に
基づく公認会計士監査が開始された。
 - 以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監
査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加
えられてきた。1966年には、企業の事業活動
の大規模化に対応する組織的な監査を行うた
め、監査法人が誕生。1967年には学校法人監
査、1974年には商法に基づく公認会計士監査
導入など公認会計士への要請は証券市場だけ
でなく社会全般に拡大されていった。

金融行政方針 平成28年10月 金融庁

- 監査業務を担う公認会計士という職業に関心を持つ者の拡大を図るため、会計監査や公認会計士資格に関し、高校生等若年層や女性に向けた広報活動を、日本公認会計士協会等と連携して推進する。（15頁）
- 金融庁・日本公認会計士協会 作成パンフレット
公認会計士・試験合格者の活躍フィールド（2016年8月）
 - 公認会計士は、監査法人で勤務するだけではありません。監査業界に限らず、社会のさまざまな場面で会計専門家の知識・経験・判断力が必要とされています。

日本公認会計士協会の会長声明

～「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」～

- 平成28年3月31日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」により平成29年4月1日に開始する会計年度から一定規模を超える社会福祉法人に公認会計士監査が導入されることとなり、...また、平成27年9月に成立した「医療法の一部を改正する法律」により一定規模以上の医療法人にも公認会計士監査が導入されることになっています。
 - － 会員各位におかれましては、公認会計士の役割に対する社会的な期待を改めて自覚し、監査及び会計の専門的知識に加えて、実務を通じて蓄積した知見を十分に活かし、公認会計士監査を実施し、監査を通じて監査対象法人の経営力の強化に資することができるよう、... (続く)

「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 (続)

- 自ら研鑽に努めていただくようお願いします。
- なお、監査の実施に当たっては、適切な監査時間や報酬を確保することで監査の品質を確保すると共に、監査対象法人の関係者が、監査時間も含めた監査に関する事項を理解し、効果的な連携をもたらすような関係を構築するためにも、適宜十分なコミュニケーションを図り、監査対象法人の特性に合わせ、効率的・効果的な監査を行うことなどにも留意いただくようお願いいたします。

(平成28年10月13日会長声明 (関根愛子) 「非営利法人への公認会計士監査の導入に当たって」 『会計・監査ジャーナル』 2016年12月、19頁)